

7 水管第 2918 号
令和 8 年 2 月 20 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の変更及び特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について（諮問第 498 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた、特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量及び特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 まさば及びごまさば太平洋系群 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th colspan="2">（単位：トン）</th></tr><tr><th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>北海道</td><td>17,200</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 三 （略） 第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 270,500トン 二・三 （略） 第三～第十一 （略）	（単位：トン）		都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	17,200	（略）	（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一 まさば及びごまさば太平洋系群 一 （略） 二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th colspan="2">（単位：トン）</th></tr><tr><th>都 道 府 県</th><th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>北海道</td><td>18,400</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> 三 （略） 第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 225,500トン 二・三 （略） 第三～第十一 （略）	（単位：トン）		都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	18,400	（略）	（略）
（単位：トン）																	
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																
北海道	17,200																
（略）	（略）																
（単位：トン）																	
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																
北海道	18,400																
（略）	（略）																